

お客さまへ

2025年3月24日
株式会社 筑邦銀行

個人番号の利用目的の変更（追加）について

株式会社筑邦銀行（以下「当行」といいます。）は、お客さまの個人番号の利用目的を、以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。

なお、変更日は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律および公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく受付を開始する2025年4月1日からいたしますので、申し添えます。

変更（追加）点は下線部をご覧ください。

個人番号の利用目的

当行は、個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）に基づき、お客さまの個人番号を、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

①金融商品取引に関する法定書類作成事務

②非課税貯蓄制度等の適用に関する事務

③預貯金口座付番に関する事務

④金融商品取引に関する口座開設の申請、届出事務

（少額投資非課税制度等の利用申請、届出事務等を含みます）

⑤金融商品取引に関する振替機関等への提供事務

⑥公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務

⑦災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務

⑧本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務

⑨その他、上記の事務に関連する事務

以上